

平成18年度国土交通省 港湾請負工事積算基準の 改定について

国土交通省港湾局建設課建設企画室

建設調査第二係長 みうら こうじ 三浦 幸治

1. はじめに

港湾請負工事積算基準（以下「積算基準」という）は、社会情勢の変化、工事の大型化・多様化、技術の革新等の施工環境等の変化に迅速かつ適切に対応していくため、歩掛実態調査・解析を実施し、より適正な積算基準を目指し内容の向上・充実に努めている。

平成18年度は、各種実態調査結果等に基づく歩掛の改定を行っている。

2. 実態調査の体系

積算基準の改定のもととなる実態調査の概要は、以下のとおりである。

- (1) 施工情報調査
 - ① モニタリング調査
積算基準の歩掛改定工種の抽出のため、実態と歩掛との整合度合いを調査している。
 - ② 詳細調査
モニタリング調査結果等により、実態と積算基準との乖離が認められた場合、歩掛等を見直すための詳細な調査を実施している。
- (2) 未制定歩掛の調査

現積算基準に歩掛が設定されていないが、汎用性が高く歩掛設定の要望が強い工種について実態調査を実施している。

(3) 作業船稼働調査

各種作業船の損料を設定するため、民間各社が保有する作業船の稼働実態を調査している。

(4) その他の調査

共同調査、公共事業労務費調査、間接工事費等諸経費動向調査について毎年実施しており、積算基準のより充実を図るとともに、各関係省庁との整合を図るなどの調整も行っている。

3. 平成18年度の主な改定点

(1) 実態調査等に基づく改定

施工情報調査及び共同調査等に基づき、検討・解析を行い、現行基準と施工実態とに開きのみられる工種について改定した。

本体工

土工

舗装工

運搬費

第2部その他積算基準

(2) 市場単価方式への移行

積算の簡素化、透明性等の観点から、適正工種の市場単価方式への移行促進を図ることとしてお

り，以下の項目について改定した。

① 本施行移行工種

足場工の枠組足場（外足場）を手摺先行型に移行した。

② 市場単価適用工種

地質調査工について港湾の陸上の土質調査について一部（ボーリング工，原位置試験及び資料採取，陸上足場）市場単価を適用することとした。

(3) メンテナンス

積算基準の使い勝手の向上等を目的に積算基準の軽微な見直しを行っている。

(4) 暫定基準関係

施工実績または基礎データの不足により基準化

できなかった工種（未制定工種）について，平成8年度より順次暫定基準化への検討を進めてきており，平成16年度までに17工種について暫定基準を整備し運用している。

4. おわりに

本積算基準の活用を通じて，港湾工事の標準的な積算について発注者及び受注者の共通の認識が深まり，適正な事業の執行と効率的な社会資本の整備が図られることを期待し，今後とも，関係各位から寄せられるご意見等を踏まえ，より充実した積算基準にしていきたいと考えている。

【主な改定内容】

第1部 港湾土木請負工事積算基準

第1章 総則

1節 総則

改定なし

2節 積算の通則

改定なし

第2章 工事費の積算

1節 直接工事費

クレーン付台船50t吊の呼称を45～50t吊とした。

2節 間接工事費

改定なし

第3章 直接工事費の施工歩掛

1節 浚渫・土捨工

改定なし

2節 海上地盤改良工

改定なし

3節 基礎工

改定なし

4節 本体工（4.1ケーソン式）

ケーソン回航時における労務費の計上方法について改定した。

5節 被覆・根固工

改定なし

6節 上部工

改定なし

7節 付属工

改定なし

8節 消波工

改定なし

9節 裏込・裏埋工

改定なし

10節 埋立工

改定なし

11節 陸上地盤改良工

改定なし

12節 土工

締固め機械の機種選定内容の変更

13節 舗装工

① 路床整地転圧・上下層路盤

・ブルドーザ及び人力方式における転圧機械について，振動ローラの規格を搭乗式2.4～2.8tからコンバインド型3～4tに改定。

・運転時間を標準運転時間方式に改定。

・上下層路盤におけるブルドーザ方式について新規基準化。

② コンクリート舗設

・鋼製型枠設置撤去供用日数算定式を改定。

・設置撤去機器をトラック2t積からクレーン付

トラック4t積2t吊に改定。併せて労務編成についても改定。

- ・大型、簡易、人力舗設代価の使い分けについて、フロー方式に改定。
- ・路盤面処理をプライムコート方式に改定したうえで、舗設歩掛の雑材料率化した。
- ・初期・後期養生を舗設歩掛の雑材料率化した。
- ・舗装用パイプレータを雑材料率化した。
- ・簡易舗設の1日当たり施工能力を250m²から150m²に改定。
- ・人力舗設の1日当たり施工能力を100m²から75m²に改定。
- ・舗設歩掛に世話役を新規計上。

③ アスファルト舗設

- ・タックコートを舗設歩掛の雑材料率化した。
- ・参考資料 1 小規模舗設にアスファルト乳剤散布歩掛を掲載し、本歩掛とした。
- ・参考資料 1 小規模舗設の1日当たり施工能力の下限値を370m²に改定し、本歩掛とした。

④ 舗装工共通

- ・労務人数の改定。

14節 維持補修工

改定なし

15節 雑工

改定なし

第4章 市場単価

- ① 足場工の枠組足場（外足場）を手摺先行型に移行。
- ② 地質調査工について港湾の陸上の土質調査について一部（ボーリング工，原位置試験及び資料採取，陸上足場）市場単価を適用。

第5章 間接工事費の施工歩掛

1節 回航費・えい航費

改定なし

2節 運搬費

機械区分の細分化及び、労務歩掛，クレーン運転日数，運搬費等率を改定。

3節 準備費

改定なし

4節 事業損失防止施設費

改定なし

5節 安全費

改定なし

6節 役務費

改定なし

7節 技術管理費

改定なし

8節 水雷・傷害等保険料

改定なし

9節 営繕費

改定なし

10節 イメージアップ経費

改定なし

第2部 その他の積算基準

第1編 設計業務等の外注費積算基準

1節 積算の通則

改定なし

2節 積算価格の内訳

改定なし

3節 設計業務委託

改定なし

第2編 測量業務積算基準

改定なし

第3編 土質調査積算基準

港湾の陸上の土質調査について一部（ボーリング工，原位置試験及び資料採取，陸上足場）市場単価の適用に伴う歩掛を陸上・海上に分け対応した。

第4編 磁気探査

改定なし

第5編 潜水探査工事積算基準

改定なし

第6編 船舶及び機械器具の借上費積算基準

改定なし

単価表

- ① 全国主要港湾の供用係数について，一部の港の係数ランクの見直しを行った。
- ② 機械器具損料改訂に伴い運転時間等改定した。

平成18年度設計業務委託等 技術者単価について

国土交通省大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室

1. はじめに

設計業務委託等技術者単価は、社会状況等の変化を適切に反映するため、毎年実施している調査設計業務等技術者給与実態調査結果に基づいて決定しています。

本稿では、平成18年度に国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いる技術者単価（基準日額）の概要について紹介します。

2. 設計業務委託等技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価は、次の①～④で構成されます（図 1 参照）。

- ① 基本給相当額
- ② 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、そ

の他）

- ③ 賞与相当額
- ④ 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当）

3. 留意事項

設計業務委託等技術者単価は国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託等の積算に用いるためのものであり、その使用にあたっては、以下の点について留意する必要があります。

- ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと。
- ・設計業務委託技術者単価に含まれる賃金の範囲は「2 設計業務委託等技術者単価の構成」とおりであり、「単価に含まれない賃金、手当」

$$\text{設計業務委託等技術者単価} = \text{① 基本給相当額} + \text{② 諸手当} + \text{③ 賞与相当額} + \text{④ 事業主負担額}$$

所定労働時間内 8 時間当たり

単価に含まれない賃金、手当

- ① 時間外、休日および深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当

図 1 単価の構成

平成18年度設計業務委託等技術者単価

① 設計業務

技術者の職種	基準日額（円）	割増対象賃金比（％）
主任技術者	55,200	55
理事，技師長	53,000	55
主任技師	46,300	55
技師(A)	40,100	55
技師(B)	31,200	55
技師(C)	25,900	55
技術員	21,500	60

② 測量業務

技術者の職種	基準日額（円）	割増対象賃金比（％）
測量上級主任技師	43,900	55
測量主任技師	30,700	55
測量技師	23,600	60
測量技師補	19,700	60
測量助手	17,100	60

③ 航空関係

技術者の職種	基準日額（円）	割増対象賃金比（％）
操縦士	39,700	40
整備士	29,500	45
撮影士	26,900	50
撮影助手	24,100	55

④ 地質業務

技術者の職種	基準日額（円）	割増対象賃金比（％）
地質調査技師	30,400	55
主任地質調査員	28,000	55
地質調査員	19,900	65

（注）割増対象賃金比

技術者基準日額の時間外手当を算出する際に用いる割増賃金の基礎となるものであり、技術基準日額に占める「基本給相当額＋割増の対象となる手当」の割合。

に示すものは含まれないこと。

4. おわりに

設計業務委託等技術者単価は、積算の基礎資料として、国から県，市町村の発注官庁をはじめ民間でも標準的な指標として広く活用されていると

ころであり、今後も引き続き、調査設計業務等技術者給与実態調査結果に基づき、適正な単価設定に努めていきたいと考えております。

なお、平成18年度設計業務委託等技術者単価については、下記 HP においても公表しておりますので、ご活用ください。

<http://www.mlit.go.jp/tec/cost/sekkei/tanka.html>